

厚生福祉


 時事通信社

104-8178 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信社
 昭和28年5月30日 第3種郵便物認可
 毎週2回火・金曜日発行(但し祝日を除く)
 購読料金 税抜月額4,100円
 本誌掲載記事・写真などの無断複写、複製、転載を禁じます。
 ©時事通信社2017
 ◎誌面内容に関するお問い合わせ(編集部)
 kousei-dokusha@jiji.com

目次

社会保障の個人単位化

専業主婦の基礎年金をめぐる議論はいまだ落ち着いていない。第3号被保険者問題である。厚生年金加入のサラリーマンの妻は、専業主婦である場合、保険料を負担しなくても基礎年金が保障される。女性の年金権確立のため昭和60年の年金改革で創設された仕組みである。

当初は歓迎の声が上がったが、その後次第に働く女性たちから厳しい批判が強まった。最近ではパート主婦の厚生年金適用の一部拡大などの手立では講じられているものの、基本は変わらずに今日に至っている。今や政府が女性活躍社会の実現を目指す中で、多くの有識者から喉元に刺さったトゲのように見られている。

元・駐スウェーデン・
 特命全権大使・渡邊芳樹



筆者も関与した平成16年の年金改革は、1999年のスウェーデンの年金改革を参考に保険料負担水準固定・給付水準自動調整によって制度の持続可能性を大幅に強化するものであった。大使時代、スウェーデンの年金改革を断行した担当大臣だった女性政治家と会食した際に日本の事情を話したところ、「スウェーデンを参考にし」と言うなら、財政管理だけで語るべきではない夫婦であっても相手に依存しない個人の自立を重視した所得税の個人単位化こそ基本である。その上で社会保障を個人単位化している。他者に経済的に依存する専業主婦を認めながらその年金でもめているなど極めて日本的である。」と大変辛辣

なコメントを頂いた。

さて我が国では専業主婦の年金問題は論じられても、健康保険の被扶養配偶者を問題視する者はいない。本年の所得税改革では配偶者控除が大幅に引き上げられる。専業主婦を否定するスウェーデンのような考え方は見当たらない。

歴史を遡れば、様々な経緯があつて結果実現していないが、昭和44年当時自由民主党でもまれ厚生省がまとめた医療保険抜本改革案がある。健康保険は被保険者本人だけを対象として被扶養者制度を廃止するとした。歴史にタラレバはないが、日本独自の事情を背景にした社会保障の根幹部分の個人単位化になったのかもしれない。

いずれにせよ尻尾が頭を振りまわす苦し紛れの戦術判断では真の歴史を作れないという一例であらう。